

ノー・ディールの場合のデータ保護に係るガイダンス（仮訳）

2018年9月13日英国政府公表

交渉結果を安定させる上で、英国と EU の相互利益を考えれば、英国が取決めなしに EU を離脱するシナリオ（「ノー・ディール」シナリオ）は、およそあり得ない。

交渉は順調に進んでおり、我々と EU は引き続きポジティブな取引となるよう鋭意取り組んでいる。しかし、交渉結果について確信するまで、「ノー・ディール」を含む全ての事態に備えることが責任ある政府としての我々の義務である。

この 2 年間、政府は、2019 年 3 月の潜在的な「ノー・ディール」の場合も含め、全てのシナリオにおいて、英国は離脱初日から準備ができてるように、重要なプログラムを実施してきた。

2019 年 3 月に近づくにつれて、ノー・ディールのシナリオへの準備が加速されなければならない状況に常にあった。そのことは、「ノー・ディール」の可能性が高まったということの意味しない。むしろ、起こる可能性の低いシナリオへの準備が整っていることを意味する。

この一連の技術的通知は、企業及び市民がノー・ディールのシナリオで何を行う必要があるかを理解し、周到に準備できるように情報を発信するものである。

このガイダンスはそのシリーズの一部である。

あらゆるシナリオにおいて、混乱を最小限に抑え、円滑かつ秩序ある離脱を確保するために、英国が離脱に備えるための政府による包括的なアプローチを説明する包括的な枠組み通知も含まれている。

我々は、技術的通知に関する権限委譲された行政機関と協力しており、我々は計画が進展するように、これを継続する。

目的

この通知は、英国が 2019 年 3 月に、取決めなしで EU を離脱するという起こりえない事態において、英国と EU の間で個人データの継続的な流通を可能にするために、英国の組織が取るべき行動を示している。

この通知は、例えば、法執行の目的の個人データ処理に関するような、セクター固有の要件を考慮していない。

2019年3月29日以前

個人データの収集と使用に関する規則は、現在、一般データ保護規則（GDPR）によって EU レベルで設けられている。英国では、2018年データ保護法及び GDPR が包括的なデータ保護の枠組みを構築している。他の大抵の EU 諸国には独自の補完的な法律がある。

GDPR 規則の下で、法的根拠がある場合に限り、組織は EU 域外に個人データを移転することを許可される。EU 域内の個人データの移転は制限されていない。

ノー・ディールの場合の 2019年3月以降

仮に英国が、将来のデータ保護の取決めに関して合意しないまま 2019年3月に EU を離脱した場合であっても、英国のデータ保護の基準が直ちに変更されることにはならない。これは、2018年データ保護法がそのまま存続し、並行して、EU 離脱法によって GDPR は英国の法律に組み込まれることになるからである。

しかし、EU 拠点の組織（又は子会社）から英国拠点の組織に個人データの移転を行うことを規定する法的枠組みは、離脱時に変更されることになる。以下に示すように、EU の組織が英国に個人データを引き続き送ることができるようにするための対策をとる必要がある。

英国から EU へ個人データを引き続き送ることができることになるだろう。英国と EU のデータ保護体制の前例のないほどの一致を考慮すれば、英国は離脱時点で英国から EU への個人データの自由な移転を引き続き許容することになるだろう。英国はこれをレビューすることになる。

何をしなければならぬか

EU は、EU 域外の国々への個人データの自由な移転を可能にする確立された仕組み、すなわち充分性認定の仕組みを持っている。欧州委員会は、英国の個人情報保護の水準が EU と本質的に同等であると判断した場合、制限なく、英国への個人データの移転を可能にする充分性認定を行うだろうと述べている。英国は充分性評価に関する予備的議論を開始する準備が整っていることを明確にしたが、欧州委員会はこれについてのタイムラインをまだ示しておらず、充分性認定は英国が第三国になるまで行うことができないと述べている。

仮に欧州委員会が離脱時点で英国への充分性認定を行わず、EU 拠点の組織（データセンターを含む）から個人データを受け取りたい場合は、EU に所在する相手方が個人データ移転のための法的根拠を特定することを支援することを検討すべきである。

大半の組織にとって、最も重要な代替的な法的根拠は、標準的契約条項である。これらは、欧州委員会によって承認された雛形となるデータ保護条項であり、契約書に埋め込まれていれば、個人データの自由な移転が可能になる。この条項には、あなたと EU に所在する相手方に契約上の義務および個人データが移転された本人への権利を含む。ある状況においては、EU に所在する相手方は、代わりに、個人データを移転するために例外（derogation）に頼ることができる。EU 所在の相手方とのデータの継続的な自由な移転を確保するために必要な措置について積極的に検討することを推奨する。各法的根拠の利用可能性とそれを利用するプロセスの詳細は、ICO のウェブサイトから入手できる。

EU を離脱する前と後で、我々は最高のデータ保護水準を約束し、全ての組織は、GDPR（英国法に組み込まれている）を含むデータ保護法に基づくより広い義務を引き続き遵守すべきである。ICO は、組織が義務を履行し続けるために必要な措置の概要を示す追加的なガイダンスを作成する。EU の組織は、それぞれのデータ保護機関からガイダンスを求めるべきである。

インフォメーション・コミッショナーは英国のデータ保護に関する独立した監督権者としての立場を維持し、英国は引き続き、ICO と EU データ保護当局との間の緊密な協力を求め、執行を連携して行う。

更なる情報

この通知は、単なる指針に過ぎない。具体的な準備をする前に専門的な助言が必要かどうかを検討すべきである。

これは、全てのあり得る結果を想定し準備するための政府の進行中のプログラムの一部である。我々は、EU とのディールの成功を期待している。

ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインは、欧州経済領域の締約国であり、他の EU の取決めに参加している。したがって、多くの分野で、これらの国々は EU のルールを採用している。これが当てはまる場合、これらの技術的通知が三国にも当てはまる可能性があり、EEA の企業や市民は、ノー・ディールのシナリオに備えるために何らかの措置を取る必要があるかどうかを検討すべきである。